

伊丹市学校教育審議会
会長 名須川 知子 様

伊丹市教育委員会

今後の幼児教育のあり方について（諮問）

幼児期における教育は、人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、教育基本法の59年ぶりの全面改正（平成18年12月）においても、「幼児期の教育」という条項が新設され重要性が明記されたところです。

しかし、その拠点である幼稚園は、少子化に加え、働く女性の増加に伴う保育所ニーズの高まり等によって全体的に就園者の減少が続き、活性化が課題となっています。一方、核家族化や都市化等によって子育てに関する知識や経験の伝達がうまくなされず、子育てに不安を抱える保護者が増えていることから、地域の幼児教育センターとしての役割も求められています。

このような状況のなか、国においては幼稚園と保育所の機能を一体化した総合施設の導入が検討され、平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律」の施行により、認定こども園制度がスタートしました。

この制度は保護者の就労の有無にかかわらず幼児を受け入れ教育・保育を一体的に提供することと地域の子育て支援を義務づけていることを特徴とし、兵庫県の教育基本計画「ひょうご教育創造プラン」（平成21年6月）においても、「幼稚園、保育所に加えて、就学前の教育・保育ニーズに対応する『認定こども園』等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図る」として、推進姿勢が打ち出されています。

本市は公立幼稚園を1小学校区に1園設置していることを大きな特色として幼児教育に取り組んできましたが、ピークの昭和52年度に2,341人を数えた5歳児就園者数は、平成22年度はその3割にも満たない630人にまで減少しています。4歳児・5歳児とも単学級でそれぞれ20人を下回る園さえ出始めるなど、子どもたちが切磋琢磨できる教育環境の維持が年々難しくなっています。

その充実・活性化策等については、前回の学校教育審議会でも審議され、平成20年2月の答申において、諮問事項のうち公立幼稚園の適正規模・適正配置と幼保総合施設（幼保一体化施設）が「今後の検討課題」と位置づけられる一方、認定こども園などの幼保一体化施設導入を検討することの必要性や公立幼稚園の1クラスの人数、各園のクラス数、幼稚園数、通園区などについて方向性が示されました。

これらのことから、同答申の方向性を踏まえた、本市における幼保一体化施設の導入について諮問します。

以上